

記録を救おう！

——歴史的記録としての民事訴訟記録の保存——

民事訴訟が終わったあと、会員の皆さんは訴訟記録の山をどうしているだろうか。元依頼者からの問い合わせなどを考えて5年は保管するとしても、それ以降は判決原本や和解調書などは残しても、膨大な頁数の訴訟記録は廃棄せざるを得ない。個人としては保管場所でも将来の他者による利用でも対応困難だ。

しかし、裁判所が、最高裁まで争われた著名な憲法訴訟の訴訟記録でさえ、判決確定から5年でほとんど廃棄し続けて来たという最近までの実情は問題だ。弁護士が他人の扱った事件記録から学べることは多い。また、長い年月が経って、研究者やジャーナリスト、市民が、弁護士とは異なる視点から、判決書だけでなく訴状や答弁書、準備書面、証人尋問調書などを歴史的記録として眺めたとき、きっと異なる景色や問題点を発見する。裁判所による廃棄はその機会を永遠に奪うことを意味する。

当会では、昨年7月、事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム（「事件記録特別保存検討WT」）を発足し、この課題に取り組むことにした。会員の皆さんにも、是非、この永久保存すべき訴訟記録を見出す作業に加わっていただきたい。

事件記録等保存規程第9条第2項に基づく特別保存に関する検討ワーキングチーム

CONTENTS

1 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存	2頁
2 「判決原本の保存」運動を振り返って	5頁
3 「図説 判決原本の遺産」	8頁
4 外国の例	10頁
5 これからの民事裁判記録の保存	11頁
6 座談会	14頁

1 歴史的記録としての民事訴訟記録の保存

事件記録特別保存検討 WT 座長 清水 勉 (40 期)

眠りから目覚めた最高裁

最高裁が、1992年2月、事件記録等保存規程（昭和39年12月12日規程第8号）（以下「保存規程」という）の一部を改正する規程（平成4年最高裁判所規程第1号）により「附則第3項を削る。」とした

だけの改正が、実は大事件だった。同項には、「判決の原本の保存期間は、当分の間、従前のとおりとする。」と規定され、永久保存とされていた。この改正により判決確定後50年を経過した判決原本は原則としてすべて廃棄されることになった。永久保存したければ、弁護士が自分で保存するか、保存規程9条2項により

「史料又は参考資料」として最高裁の指示のもとに永久保存すればよいとした。これに驚いた学者らが判決原本保存運動を起し、これは判決原本すべてを永久保存するという大きな成果を挙げた。これに比べ、訴訟記録の永久保存については特段の保存運動は起こらなかった。その結果、最高裁も意識的に訴訟記録を保存しようとはせず、実際には判決確定から5年経過した訴訟記録は著名事件も含めてほぼすべて廃棄し続けていた。

一昨年（2019年）、このことを新聞記事等で指摘された最高裁は、昨年（2020年）、全国の地方裁判所・簡易裁判所・家庭裁判所・高等裁判所に対して、各裁判所で保管している民事裁判の確定記録について歴史的意義のあるものを選別し永久保存するよう働きかけた。当会は東京地裁等が保管する確定した訴訟記録のうち歴史的価値のあるものを永久保存とすべく2項特別保存検討ワーキングチームをつくり活動を開始した。「2項特別保存」という名称は保存規程9条2項にちなんだものである。

訴訟終結後の民事訴訟記録の保存価値

行政事務に関する文書には、現に行政事務に使われている現用文書と、行政事務で使われなくなった非現用文書の二種類がある。行政実務に携わっている職員にとって重要なのは現用文書であって、非現用文書はいらなくなった廃棄対象である。そのため一定期間保存したのち廃棄することになっている。

これと似た関係は弁護士が扱っている民事訴訟記録にもある。訴訟の準備段階から終結までの間、手持ちの訴訟記録の紛失はそれが一部であったとしても大事件であるのに、終結後は邪魔な存在に一変する。判決書や和解調書などの写しだけは参考資料、記念に残しておくという弁護士はいるかもしれないが、訴訟記録全部を残している弁護士はいないのではないだろうか。

とはいうものの、全く違う考えも頭のなかをよぎる。マスコミが大きく報道する“画期的な判決”は裁判官のひらめきで突如生まれるわけではない。それを引き出す訴訟活動があったからこそ生まれたものののだ。

よくできた主張書面、苦勞して手に入れた意外な証拠、すばらしい証人尋問や反対尋問などがあってこそなのだ。それをずっとあとになって、法律家や一般の人々が読み返すことにはきっと意義があるだろう。また、訴訟は特定の目的のためだけに行われるから、訴訟の過程で社会的に意味のある証拠や証言が現れても、それが判決に反映することはない。様々な人々が訴訟記録を歴史的記録として眺めれば、こういう記述を発見することができる。将来の人たちからいま私たちが行っている訴訟活動をみれば、歴史的記録を編纂する作業を行っているようにもみえる。

判決原本さえ消滅の危機にあった

民事訴訟の判決原本については1999年から、「特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的」として設置された国立公文書館（国立公文書館法4条）に永久保存されるようになった。このときまで各地の裁判所に保存されていた明治初年以降の判決原本も含まれている。大量廃棄の憂き目を見るはずだった民事判決原本が永久保存されるようになったのは、今日では考えられないような奇跡の連携の賜物だったのである。本特集2（5頁以下）において、直接、保存運動に関わった青山善充会員（当時、東京大学教授）がみずから解説する（判決原本の保存運動）。

保存運動によって廃棄を免れた判決原本とはどのようなものなのか。林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』（信山社）で様々な判決原本を紹介している。判決文なのに「図説」と銘打っている意味はこの本の表紙をみればわかる。ページをめくればさらに納得するだろう。本特集3（8頁以下）において、永石一恵会員がたのしく解説する。

判決原本を国立公文書館で保存する法的根拠

判決原本を地方裁判所に保存しておくことは特に

問題ないのだが、国立公文書館に移管し保存することは権力分立からして実は当たり前のことではないようだ。国立公文書館は行政機関、裁判所は司法機関だからである。たしかに、裁判で扱っていた訴訟記録（司法文書）を行政機関である国立公文書館に移管して保存するというのは違和感を感じなくはない。

しかし、権力分立は何のためにあるのかと掘り下げて考えてみると、違和感は薄らぐ。権力分立を明確に意識すべきなのはそれぞれの権力を行使し対立している場面においてであって、判決が確定し一定の期間が経過した訴訟記録の保存は一種の歴史的記録の保存と考えてよいはずであって、行政文書の保存と別異に考えなければならないということはないのではないか。

そう考えると、公文書管理法（平成21年法律66号）で、行政機関以外の国の機関が保有する歴史的公文書等の保存と移管について第14条で特別に規定し、国立公文書館で保存できるようにしていることは合理性があるといえよう。

すなわち、「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」である司法機関は、「内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。」（1項）とし、「内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。」（2項）こととし、「前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができ」（3項）、「内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。」（4項）としている。宇賀克也著『第3版・逐条解説公文書等の管理に関する法律』（第一法規）の該当条文の解説を読むと、詳しい経過が書かれている。興味のある方はぜひ参照されたい。このような手続を経ることによって判決原本は国立公文書館に保存されるようになっている。民事裁判記録を国立公文書館で永久保存をする場合もこの手続によることになる。

外国では

外国でも民事判決原本や訴訟記録などを保存する制度が運用されている。民事判決も歴史的記録のひとつという位置づけがなされているからだろう。しかし、どの範囲の記録をどれほどの期間、さらには永久保存するかは国や地域によって異なる。本特集4（10頁以下）では、四ノ宮啓会員がアメリカ、ドイツ、フランスの状況について簡単に解説する。関心のある方は、自分でさらに詳しく調べてみてほしい。

廃棄してきた日本

判決原本を除く民事訴訟記録の保存期間は5年とされている。そして、保存規程9条では、保存期間満了後の保存について規定している。1項が「特別の事由により保存の必要があるもの」、2項が「史料又は参考資料となるべきもの」である。このような保存をするには最高裁の指示を受けることになっている（3項）。保存期間満了後の保存が裁判所内部の判断で行われていたことにより、歴史的価値のある訴訟記録の多くが廃棄され続けて来た。

そんなところへ、2019年8月5日付信濃毎日新聞朝刊は1面トップで、「憲法裁判記録86%廃棄」「判例集掲載民事137件調査」「審理過程検証不可能に」の見出しで、『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ』（第6版）に掲載されている民事裁判記録137件のうち118件（86%）が廃棄、18件（13%）が保存、不明1件という実情を報じた。廃棄された記録のなかには、朝日訴訟（最大判昭和42年5月24日）、八幡製鉄事件（同昭和45年6月24日）、三菱樹脂事件（同昭和48年12月12日）、マクリーン事件（同昭和53年10月4日）、レペタ事件（同平成元年3月8日）、在外邦人選挙権制限違憲訴訟（同平成17年9月14日）、国籍法違憲訴訟（同平成20年6月4日）などもあった。これらの裁判については訴訟記録をもとに判決を検証することはできない。この記事を書いたのが、掲載時、共同通信の記者だった澤康臣氏（専修大学教授）だ。

同年11月、最高裁は上記報道を踏まえて全国の裁判所に「事件記録等の廃棄保留について（事務連絡）」を発し、これにより訴訟記録の廃棄は一時的に止まった。当会の取り組みについては木村英明会員が本特集5『これからの民事裁判記録の保存』（11頁以下）で解説する。

最高裁への請願とこれから

2019年3月、フリージャーナリストの江川紹子氏、福島至龍谷大学法学部教授、塚原英治弁護士（第二東京弁護士会）は連名で、最高裁と東京地裁宛てに、民事特別保存記録の指定の透明化と東京地裁保管記録の特別保存指定等を求める請願を行った。請願の趣旨は、①保存規程に基づく、民事特別保存記録の

指定について、外部委員を含めた諮問委員会を設けるなど指定プロセスを透明化すること、②東京地裁に長期保管されている約270件の裁判記録については、家永訴訟など重要事件の記録を特別保存記録に指定するとともに、その余についても廃棄前に第三者の意見を聞くこと、というものである。

歴史的意義のある民事訴訟記録の保存について幅広くさまざまな人々が関心をもつようになれば、それらは後世に残されることになるだろう。弁護士、弁護士会が積極的に取り組むべき重要な課題と言ってよいであろう。

なお、刑事裁判記録は刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）によって保存されている。これはこれで歴史的記録の保存という観点からは問題が山積みだ。

2 「判決原本の保存」運動を振り返って

事件記録特別保存検討 WT 委員 青山 善充

いま裁判所からの呼びかけに応じて東京弁護士会が取り組んでいる「民事訴訟記録の特別保存」は、今を過ぐる十数年前の「判決原本の保存」運動のいわば延長である。そこで、その運動の発端から終結までのやや波乱に富んだ物語を、4幕のドラマ仕立てで再現してみる*1。題して「いまわかしはんけつげんほんほぞんばなし今昔判決原本保存噺」。ちなみに当時、私は東京大学法学部教授として終始その運動の渦中にいた。

第1幕 最高裁判所——廃棄の決定

発端は1992年（平成4年）、最高裁がそれまで永久保存としてきた民事判決原本を、確定から50年の

保存期間を経過した順に廃棄すると決定し（事件記録等保存規程の改正）、その例外として特別保存に付するものの運用の基準を明らかにした（事務総長通達）ことであった*2。廃棄する理由は、各裁判所の書庫が満パイ、管理保存に手間・時間がかかる、あまり利用されていない等であった。実際の廃棄は、2年後の1994年（平成6年）から始めるとされた。

この方針が伝わるや、全国の歴史研究者・法学者・法曹・ジャーナリストなどの間で蜂の巣をつついたような騒ぎになった。何しろ廃棄の対象は、明治初期から1943年（昭和18年）末までの約70年間に確定した民事判決のほとんど全部である。いうまでもなくこの時期は、日本が幕藩体制を脱し、西欧文物の導

*1：詳しくは、拙稿「民事判決原本の保存—廃棄からの蘇生—」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』（2003年、信山社）1頁以下。

*2：服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」自由と正義43巻4号（1992年）109頁以下。

入によって近代化を図り、富国強兵政策のもと日清・日露戦争を戦い、大正デモクラシーと第一次世界大戦を経て、やがてあの太平洋戦争に突入して敗戦に至るその前夜までであり、この時期の民事裁判には、日本の近代化の足跡や各地における庶民の生活の有り様が色濃く反映されている。それを一気に廃棄してよいのか、後世に残すべきではないのか、という声が各地から澎湃と湧き起こってきたのは不思議ではない。

第2幕 「判決原本の会」 ——国立十大学による一時保管

その中で立ち上がったのは、「判決原本の会」であった。これは、林屋礼二東北大学名誉教授を代表とする国立大学法学部教授（主として民事訴訟法・民法・法制史担当）有志による団体で、私はいわばその事務局長であった。「判決原本の会」は何をしたか。保存運動の多くのグループが声明・要望書の発表、シンポジウムの開催等を手段としたのに対して、「判決原本の会」は「足」で運動を展開した。

私たちは最初に最高裁に足を運び、保存の継続を直訴した。しかし、「現用を終えた判決原本は、裁判所としてはもはや保存の必要はなく、特別保存するものを除き廃棄する」との当初の方針はビクとも動かなかった。ただ、何回か折衝しているうちに、裁判所としても判決原本の廃棄は苦渋の決断であり、もしそれが今後きちんと責任をもって保存される体制が整えられるならば、強いて廃棄を急ぐわけではなさそうだ、との感触を得た。

そこで、私たちの目標は、廃棄対象の判決原本をそっくり引き取ってくれる施設を探すことに変わった。理想としては法制博物館や司法公文書館の新設が考えられたが、現実的ではなかった。そこで既存の施設で保管してもらえないだろうかと考えて、私たちが次に足を運んだのは、国立公文書館（当時つくば分館構想が具体化していた）、国立国会図書館、新庁舎完成後の法務省（旧庁舎赤レンガ館を法務史料展示館にする構想が進行中）、新会館完成後の日弁連（ど

こかに空きスペースがないかと）、さらには東大法学部附属近代日本法政史料センター、国際日本文化研究センター（京都）などであった。しかし、どこからも断られた。相談に行った文部省（当時）も、学術研究のために真に必要ななら大学の関連施設で保存することはよいが、そのために文部省として人員や予算を付けることはできない、ということだった。何しろ分量が多すぎた。ちなみにその分量は——その後の作業でわかったことだが——簿冊（判決原本は数件をまとめて平均数センチの厚さの簿冊に綴じられている）の数にして36000冊余り、厚さにして2200メートル、ゆうパックL型の段ボール箱に入れると約6500箱であった。各施設が尻込みするのも無理はなかった。

かくてすべて八方塞がり、しかしここで引き下がってはナントカが廃る。「判決原本の会」が窮余の一策として考え出したのは、8高裁所在地の国立大学法学部が分担してその高裁管内の判決原本を一時的に——恒久施設への移管まで——保管するというアイデアであった。この案を各大学に打診したところ、北海道大学以下、東北、東京、名古屋、大阪、広島、香川、九州の各大学に加えて、岡山大学（岡山地裁分）、熊本大学（熊本地裁、鹿児島地裁分）から一時保管に応じてよい、との回答があった。ヤレ嬉しや、これを受けて最高裁と折衝した結果、1993年（平成5年）12月、まさに廃棄寸前のタイミングで最高裁は当面の廃棄を見合わせ、国立十大学法学部に移管すると決定した。このことは、新聞各紙にも大きく報ぜられた（12月15日付け）。かくて最高裁と国立十大学法学部との間に合意書が作られ、1994年から翌年にかけて、全国の裁判所から順次国立十大学に判決原本が搬入されたのである。

第3幕 国会——国立公文書館法の制定

国立大学での保管は、初めから一時的（3～4年）という約束であった。私たちはこの期間を利用して、文部省に科学研究費を申請して研究会を立ち上げ、受け入れた判決原本の調査研究をするとともに、諸外国の司法資料保存のあり方を調査した。これらを総合

して、日本でも——行政文書については国立公文書館があるように——司法関係文書については「国立司法公文書館」とでもいうべき施設で保管すべきではないか、という考えに収斂していった。しかし、新施設を作ることは当時の日本の状況からみて至難であった。

既存施設の活用という観点からみて最もふさわしいのは、やはり国立公文書館であった。しかし、これについては当初から大きなネックがあった。それは、設置法令が「国立公文書館は、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する」と定めていたことである（総理府本府組織令20条2項）。判決原本は「行政に関する」公文書に該当しないからである。ならばいっそ国立公文書館の所掌権限を拡大して、「司法文書」も対象にすることはできないか。ここで私たちの運動は、官庁の権限の拡大も視野に入れて、マスコミへのアピールと政治家への働きかけに注力するようになった。

マスコミはその訴えに耳を傾けてくれた。読売新聞が社説で「国の責任で判決原本の保存を」と説き（1996年8月9日）、朝日新聞も社説「判決原本は国民の文化遺産だ」の中で「青山教授たちのささやかな声に、法曹関係者はもちろん、行政も国会議員もぜひ、耳を傾けてもらいたい。貴重な文化遺産を次の時代に引き継ぐために」と説いた（同年8月20日）のは、その典型であった。

やがて、こうした声は、1996年（平成8年）夏以降、政治を動かすことになった。とくに宮城県選出の亀谷博昭参議院議員（自民党）は、判決原本の保存に深い理解を示し、議員立法によって問題の解決を図ろうとされた。国会議員が東大で保管中の判決原本の視察に訪れたのも、私が参議院自民党政策審議会に呼ばれて実状を訴えたのも、その頃である。亀谷議員ののちの述懐によれば、初めは「民事判決原本保存法」という議員立法を考えたが、1998年（平成10年）2月、国立公文書館のヒアリングを経て、参議院法制局を巻き込んで協議した結果、現にある国立公文書館を

——政令ではなく——「国立公文書館法」という新たな法律によって根拠づけるとともに、そこで行政・立法・司法に関する公文書を一括保存するという一方で、関係各省庁と認識が一致した、とのことである。その後の紆余曲折は省くが、国立公文書館法は、1999年（平成11年）6月15日に成立した（法律第79号）。

成立した国立公文書館法では、「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供する」（4条）ことが目的に掲げられ、その「公文書等」の定義は単に「国が保管する公文書その他の記録」とされた（2条）。つまり、司法文書も含まれることになったのである。かくして判決原本保存運動は、期せずして民主主義社会の根幹をなす公文書保管の基本法ともいえる国立公文書館法の制定に繋がったのである*3。私たちの目的からみれば「瓢箪から駒」どころか巨像が転がり出た感じであった。

第4幕 国立公文書館つくば分館 ——永久保存

国立公文書館法は2000年（平成12年）10月から施行された。私たちは、法律が施行されれば、すぐにも国立公文書館つくば分館——すでに1998年10月にオープン——への移管が可能と思っていた。ところが実際には資料選別問題、移管手続問題等いくつかの問題があった。その詳細をここで語る余裕はない。

結局、国立大学と国立公文書館との協議により、2001年（平成13年）から12年かけて各大学から順次つくば分館に搬入するスケジュールを立て、それに従ってすべての判決原本の搬入が終わった。

こうして廃棄の淵から蘇った判決原本は、現在つくば分館3階の最も広い「書庫12」に最適の環境のもとで整然と配架され、一般の利用を待っている。その實際をこの目で見えた時の安堵と感激、多くの関係された方々への深い感謝の念を、私は今でも忘れることができない。

*3：もっとも、当初の国立公文書館法は、同館の独立行政法人化（平成11年法律第161号）および公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の制定を経た現在、純粋に組織法として整備されている。ここでは、裁判所から移管された判決原本を初めとする司法関係文書は、「特定歴史公文書等」として保存され、利用に供されることになっている（国立公文書館法2条2項、公文書等の管理に関する法律2条7項3号・14条）。

3 「図説 判決原本の遺産」

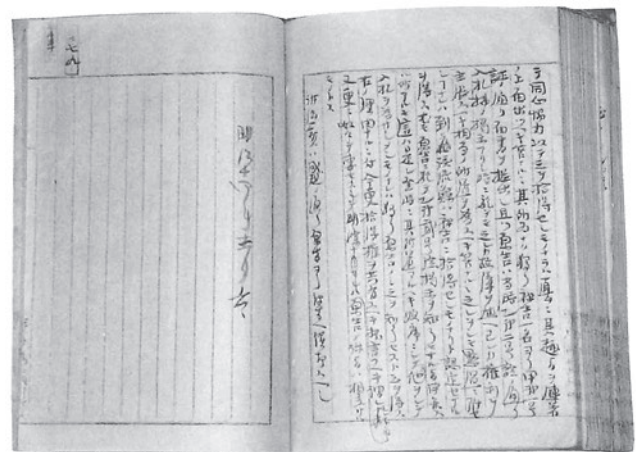
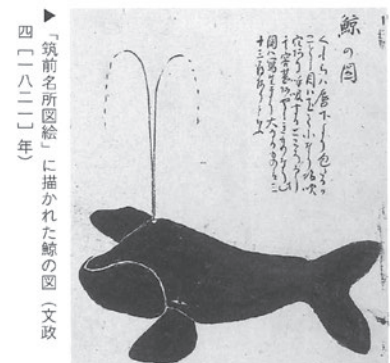
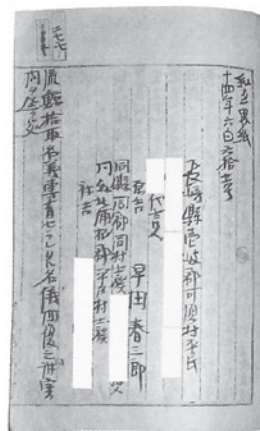
事件記録特別保存検討 WT 委員 永石 一恵 (63 期)

本書は、本ワーキングチームのメンバーである青山善充会員が関わられた「判決原本の会」の運動により判決確定から50年で廃棄されるという悲劇から救われた判決原本を、事件内容、時代状況、判決後の顛末等の解説を添えて、フルカラー写真で掲載したものである。歴史的資料として読み応えがあるだけでなく、民事判決原本の永久保存運動に尽力された先生方の興奮ぶりが伝わって来る、読んでいるこちらもワクワクする内容である。その一部を紹介する。判決書の写真を眺めて「この判決文の文字は手書きなのにすごく綺麗／流暢すぎて全く読めない」「三百代言の言葉どおり弁護士が代言人と書かれている」などと感じるだけでも楽しい読み物である。

写真：「図説 判決原本の遺産」(林屋礼二、石井紫郎、青山善充 編 信山社)より

平戸区裁判所明治14年12月6日判決（流鯨拾得名義回復事件）

本件は捕鯨が盛んだった長崎県杵岐郡で発生した流鯨（ながれくじら）の拾得権の帰属をめぐる事件である。流鯨とは、沖に漂流する鯨を船を出して大勢で浜に引き上げる方法で捕獲した鯨をいう。江戸時代には鯨の捕獲方法に応じて課税されており、流鯨は入札にかけられ落札価格の一部が運上（年貢以外の税）とされていた。被告は自身を鯨の単独拾得者として届け出たが、原告ら3名は自分たちも捕鯨に協力したとして被告の届出を取消し共同拾得名義を回復するよう求めた。判決は、流鯨という無主物を第一発見者に帰属させるという当時の地域の慣行やその他の事情を踏まえ、被告の単独拾得を認定した。時代や地域の実情を判決文によってうかがい知ることができることは大変興味深い。



岐阜県明治9年9月27日判決（入会山境界争論）

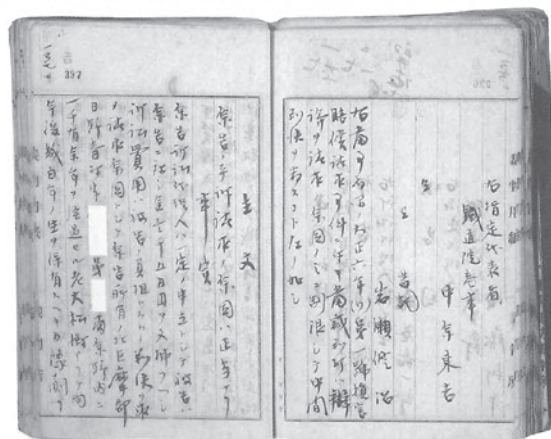
本件は入会山の境界争いで、ある村の戸長が他村の戸長、副戸長等を相手取って訴えた事件である。判決書には朱筆での訂正や修正書面の貼付が施されており、下僚の起案に裁判官が手を入れたものと推測される。当時の判決は口頭での告知に主眼があり、裁判所に保管すべき判決文はこのような修正方法でも問題なかったようだが、裁判官によってはすべて清書し直すこともあったようで、手書きならではの苦勞がしのばれる。



信玄公旗掛松事件の第一審甲府地方裁判所判決原本

武田信玄にまつわる伝説の名松が汽車の煤煙で枯死したことを理由として松の所有者が国を相手取って損害賠償請求した事案であり、権利濫用論に関する誰もが知る著名な判決。本件は、大正7年に甲府地裁で中間判決を受けた後、複雑な訴訟経過を辿っており、大審院判決記録は原告の子孫に伝承され残されていたものの、地裁及び東京控訴院の判決等は空襲等により焼失したと考えられていたが、1997年に東京大学が甲府地裁から移管を受けた簿冊に含まれていることを学者が見つけ出した。旗掛松事件のような著名事件は、大審院判決だけでなく地裁、高裁の判決も興味深いものがある。失われたと思われていた下級審判決文が見つかったときの研究者の歓喜の様子が想像できよう。

▼ 枯死前の信玄公旗掛松



4 外国の例

事件記録特別保存検討 WT 委員 四ノ宮 啓 (33 期)

はじめに

欧米における裁判資料の保存は裁判所と公文書館の二元体制を採用しているところが多い。それは裁判資料は、歴史理解のため、立法・行政・司法活動のため、当事者や関係人の利益確保のため、恒久的価値がある資料と考えるからである。

1 アメリカ

連邦と州では制度が異なるが、連邦の制度を概観するとその特徴は、裁判記録も、連邦機関の記録を統括的に管理する国立公文書館記録管理庁(NARA)が、記録管理を直接的に指導監督している点にある。

(1) 保存期間

保存期間は司法政策指針で詳細に定められている。たとえば、地方裁判所の事件ファイル(訴状から判決までの一件記録)は、民事記録は1970年以前のもの、一定の法律が関係するもの、NARAが歴史的価値を認めたものは永久保存とされ、それ以外の保存期間は15年である。刑事事件は1969年以前のもの、1970年以降正式裁判(トライアル)を経た事件、またNARAが歴史的価値があると認めたものは永久保存とされる。

(2) 公開

法廷記録は、医療記録を除き、原則一般公開である。簡単な手続で、だれでも閲覧・謄写できる。

(3) 廃棄等

永久保存記録は15年(死刑事件は30年)で

NARAに移管される。現用でなくなった処分可能記録は連邦記録センターに移され、保存期間満了後、裁判所の承認を経て廃棄される。

2 ドイツ

ドイツにおいても、裁判所は連邦公文書館法の規律に服する。公文書館法の眼目は、歴史理解のため、立法・行政・司法活動のため、または当事者や関係人の利益確保のため、恒久的価値がある資料を「公文書館保存価値がある」ものとして、裁判所を含む諸官署から公文書館に引き渡させることにある。

(1) 保存期間

官署で生ずる文書類全般について種類別に細かく全国統一の保存期間が規定されている。民事事件記録のうち判決や和解などの執行名義は30年、訴訟記録の他の部分は5年、刑事事件の有罪判決は30年とされている。

(2) 公開

民事訴訟記録を第三者が両当事者の同意なく閲覧するには「法的利益」の疎明が必要である。刑事訴訟記録は私人の閲覧は原則として禁止されるが、学問上の利用に限り、関係人や事件の同定につながる事項の公表を避ける等の条件で認められる。

(3) 廃棄等

保存期間満了後は、連邦公文書館または各州公文書館の中間書庫に移管され、公文書館保存価値があると認められるものは保存され、それ以外は廃棄される。

3 フランス

フランスにおいても保管に関しては裁判所と国立・県の文書館の二元体制となっている。

(1) 保存期間

裁判所での保存期間は、判決原本は30年、その他の記録は5年を原則とする。事件記録でも刑事重罪院事件は30年とされる。裁判所での保存期間が終了すると、文書館に送付する文書が選別される。判決原本は全件保存、事件記録は10年間のうち所定の1年（たとえば西暦年号末尾が3の年など）とすること及び社会的・法律的に重要な事件かどうかを組み合わせる。

(2) 公開

判決は、身分関係訴訟などを除き、原則として一

般公開で、閲覧謄写物の利用も利用者の責任とされる。訴訟事件記録は原則非公開で、100年後の公開が原則とされるが（一般の非公開文書の公開は30年後）、希望者は例外的に文書保存局に閲覧等の特別申立ができる。

(3) 廃棄等

裁判所において一定期間保存した後、保存文書は国立または県の文書館に送付して永久保存とする一方、保存しないものは裁判所が廃棄するのが原則である。

<参考文献>

- 国立国会図書館調査報告書『日米独における裁判記録の保存・公開・廃棄』（2019年）
- 特集「判決原本の保存・利用とプライバシー」ジュリスト1078号（1995年）

5 これからの民事裁判記録の保存

事件記録特別保存検討 WT 委員
2020年度担当副会長 木村 英明 (46 期)

特別保存の制度

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁規程第8号）は、裁判所が保存する事件記録について、保存する裁判所と期間を定めて保存期間が満了すれば廃棄するということを定めた、全部で10条からなる規程である。

同規程9条は、保存期間が満了しても保存する記録について規定しており（別掲参照）、同条1項は、例えば再審事件が係属しているなど、当該事件に関係する事由により保存すべき理由があれば、その事由が存在する間は保存されるというものであり、同条2項

事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁規程第8号）抜粋 （特別保存等）

- 第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。
- 2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。
- 3 （省略）

は、史料又は参考資料となるべき記録を永久保存するというものである。

今回の特集で取り上げる記録の保存は、同条2項に基づく記録の保存である（以下、2項特別保存という）が、長らく機能せず、判決原本を除く民事訴訟記録は保存期間満了後次々と廃棄されていた。

特別保存のための態勢づくり

2019年2月5日の朝日新聞朝刊は、「重要裁判多数の記録廃棄」という見出しの下、裁判記録のうち歴史資料として価値がある記録を永久保存するための2項特別保存の制度が、東京地裁では活用されておらず、2項特別保存に付された事件は11件に過ぎないという記事を掲載した。この新聞記事は、保存期間が経過すると廃棄されていく裁判記録の中に、歴史の断面を切り取った貴重な記録があることを指摘して、その保存を訴えるものであった。同年8月5日には、信濃毎日新聞を初め多くの地方紙でも著名事件の記録が廃棄されていることを指摘する記事が掲載された（共同通信配信記事）。

また、同年3月19日、関東弁護士会連合会が、「歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理を求める理事長声明」を発して、歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理と事件記録等保存規程に基づく保存記録の指定について外部委員を含めた諮問委員会の設置を求めるなどの要請を裁判所に対して行った。

これらを受けて最高裁は、同年11月18日、全国の裁判所に対してすべての民事裁判記録の廃棄を一時停止するよう指示し、全国の裁判所の保存実態調査に着手した。

2020年2月18日、東京地裁は、民事事件の記録保存に関して、「事件記録等保存規程の運用について」（平成4年2月7日最高裁事務総長依命通達）第6の2（別掲参照）に基づく運用要領を定めた。

その中で、東京地裁は、在京の弁護士会や学術研究者等から要望のあった事件については、保存記録選定委員会の意見を聴いて所長が2項特別保存に付すか否かを認定すると定めた。

同年5月19日には関弁連が、東京三會会長宛に、

東京地裁が上記運用要領を定めたので地裁と協議をしてほしいとの要請を行った。

これを受けて6月12日、東京三會の副会長は東京地裁の裁判官らから民事訴訟記録の2項特別保存制度について説明を受けた。保存の対象として、重要な憲法判断が示された事件、世相を反映した事件で史料的価値の高い事件などが例として挙げられた。また、都内の全地・簡裁の民事事件記録について、最高裁判所民事判例集や最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件、担当部から重要な憲法判断が示された等の理由で保存すべきとの申出があった事件、及び主要日刊紙2紙以上に終局が掲載された事件については、運用要領に基づき裁判所の判断

事件記録等保存規程の運用について（平成4年2月7日最高裁事務総長依命通達）抜粋

第6 2 2項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4) (以下省略)

で2項特別保存に付するとともに、外部からも10月末日を期限として保存の要望を受け付けるとのことであった。

外部から保存の要望があった事件については、地裁の保存記録選定委員会で検討するとのことであったが、東京三会から要望があった事件については、原則として、全てを保存に付するとの意向が示された。

東京三会ともこの裁判所の申出を受け入れ、当会では、私が担当となって、2020年10月末に設定された要望書の提出期限までに特別保存に値する民事記録を選ぶこととなった。そこで、特別保存に値する事件を選定するためのワーキングチーム（WT）を組織することとして、日弁連の情報問題対策委員会に所属し、この問題に強い関心を持っている清水勉会員や、『図説 判決原本の遺産』（信山社）の編者の一人で2020年6月に当会に入会された青山善充会員などに委員に就任していただき、私を含めた6名のWTが発足した。

2020年度の記録選定

7月にWTの第1回会議が開かれ、10月5日を締切として会員から保存に値する記録の募集を行うことを決めて、早速当会会員サイトで告知した。

締切までに会員から4件、WT委員から4件の合計8件の申出があり、WTでは、このうちの6件を東京地裁に推薦することを理事者に答申した。

これを受けて当会では、この6件について同月30日に東京地裁に要望書を提出した。なお、会員から推薦を受けたものの会としては推薦しないとした事件についても、申し出た会員が推薦する事件として、地裁に要望書を提出した。

会として要望した事件は、松川事件国賠請求事件、日本共産党幹部宅盗聴事件、夫婦同氏制が合憲とされた事件、NHK受信料制度が合憲とされた事件、強制送還時に死亡した外国人の遺族による国賠請求事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律に基づく共通義務確認事件であった。

これらの中には既に保存期間が満了してしまった事件が含まれるが、これは、裁判所に記録が残っていれば保存してほしいという意図で要望した。

2020年に確定したばかりの事件も推薦した。これは、裁判所から、今年保存期間が満了する事件に限らず、期間満了前の事件であっても要望を出してかまわない、そのような記録については裁判所で記録しておいて、保存期間が満了する年に保存する、という説明を受けたことに依る。

なお、今回要望書を提出した記録が2項特別保存に付されたかどうかは、2021年6月までに東京地裁のウェブサイトで公表される予定である。

今後の特別保存

2020年度が取組の初年度であり、時間も限られている中での選定作業となったが、思いのほか件数が少なく、余裕をもって選定することができた。

今回は要望書を提出しなかったが、東京三会と東京高裁、知財高裁及び東京家裁との間でも東京地裁と同様の扱いをするという協議が調っている。

毎年膨大な数の事件が処理されていることからすると、保存すべき事件が、まだまだ埋もれているはずである。それらの記録を探し出して要望するには、東京三会や学術研究者がばらばらに対応しているのは効率が悪い。今後は、協同して裁判所に要望していく仕組みを作れないか検討する必要がある。また一歩進んで、弁護士会、裁判所、歴史研究者、ジャーナリストなどが協同して、特別保存すべき記録を選定する委員会を作って記録の選定にあたるということができればよいと考える。

そのような仕組みが直ちにはできないとしても、今後も裁判所は、同様の方式で要望の受付を行っていくので、会員各位におかれては、後世に残すべき記録について、ぜひ当会に推薦してほしい。



6 座談会

実施日

2020 年 12 月 25 日

出席者

*写真左から
*敬称略

澤 康臣 元共同通信記者・専修大学教授
江川 紹子 ジャーナリスト
清水 勉 事件記録特別保存検討 WT 座長 (司会)
青山 善充 同 WT 委員
永石 一恵 同 WT 委員
木村 英明 同 WT 委員・2020 年度担当副会長

司会：ただ今より歴史的記録としての民事訴訟記録の保存についての座談会を始めます。まず、簡単な自己紹介をお願いします。

木村：このワーキングチームの2020年度担当副会長の木村です。

永石：東京弁護士会と日弁連で民事裁判手続に関する委員会に所属しています。

青山：東京大学、成蹊大学、明治大学の法学部や法科大学院で、長く民事訴訟法の研究や教育に当たってまいりました。東京大学在職中に判決原本の保存運動にかかわりました。

澤：1990年から2020年の春まで実は共同通信の記者をしておりまして、2020年の春から専修大学でジャーナリズムの研究教育をする仕事に転職しました。私も江川さんも訴訟記録へのアクセスが過剰に制限されている日本の現状を憂える問題意識を持って、2017年春から『ほんとうの裁判公開プロジェクト』という研究会を立ち上げ、いろいろな方々をゲストにお呼びし勉強させていただいてきました。

江川：神奈川新聞で司法記者をやっていた時期に取材していた裁判を、新聞社を辞めてからも引き続き取材のためにメモを取ろうとしたら、裁判長に「駄目だ」と言われ、掛け合ったら、「同じ人なのに昨日

まで取れて明日から取れないというのは変ですよ」と言ってもらえ、その事件だけはメモができました。それで、ローレンス・レペタさんの裁判（法廷メモ訴訟）にも関心を持つようになりました。また、刑事確定訴訟記録法ができてすぐの時期に警察官が留置場の女性被疑者に性的暴行をした刑事事件で確定記録を閲覧しようとして拒否され準抗告した経験があります。

司会：日弁連の情報問題対策委員会で情報公開、個人情報保護、公文書管理の問題に取り組んできました。最近は裁判記録の保存利用問題に関わっています。マスコミや世間では画期的な判決がもてはやされますが、素晴らしい判決にはそれを出させる訴訟活動があったからなのです。素晴らしい訴訟活動があっても判決は悲惨ということもあります。様々な人に訴訟記録を歴史的な記録として読んでいただく日本の司法にも社会にも何がしかの役に立つのではないかと思います。

民事判決原本の保存

司会：初めに民事判決原本の保存に取り組まれた青山さんからお話しください。

青山：発端は、1992年の最高裁の規程改正と事務総長の通達でした。判決であれその他の訴訟記録であれ、一定の保存期間——判決は50年、それ以外の訴訟記録はその性質によってそれぞれ定められたそれより短い期間——を過ぎたものは、特別保存に付するものを除き廃棄するとして、特別保存すべきものの基準を明らかにしました。私たち研究者は驚きました。このとおりのことが実行されれば、この当時まだ残っていた明治・大正・昭和前半という日本の近代化の過程の法・裁判制度、日本社会の変遷状況を物語る貴重な資料がすべて失われるのです。私たち国立大学の民法・民事訴訟法・法制史関係の教官有志で「判決原本の会」を作って対策を協議し、最高裁と交渉し廃棄を一時的に止めてもらい、10の国立大学（法学部）が一時的に保存場所を提供し、次に国会議員に働きかけて国立公文書館法の制定を経て、最終的に国立公文書館つくば分館への資料の搬送までかわり、2001年春、やっと永久保存が実現しました。10年近くかかりました。当時は判決原本に焦点が当てられましたが、実は訴訟記録はさらに短い保存期間で毎年廃棄されてきました。それが今日の問題です。

訴訟記録はパブリックな情報

司会：マスコミの人たちはどのような問題に関心があるのでしょうか。

澤：記者として国際的な調査報道に加わっていると、海外では司法の設計が非常にオープンだと感じます。裁判の公開は法廷の公開だけではなく、検証ができなければダメです。アメリカでも欧州でも記者がマスキング等のない訴訟記録を読んでいる。どんな検証も最後は必ず個人に辿り着くわけです。個人から話を聞かないと検証できない。アメリカの調査報道のワークショップに出ると、どのように訴訟記録を使って貧困の問題だとか差別の問題というのを明ら

かにしていくかというテクニックが常にシェアされています。かなりセンシティブなものでもこれはパブリックな情報だと。翻って日本ではそういったものはまかりならぬみたいな感じがあって、アプローチできません。その結果、特に刑事事件では持っている人、即ち検察庁、警察の厚意にすぎない。だからその人たちに嫌われたくない記者が、嫌われないような報道をするということになりかねない。

司会：江川さん、準抗告の結果はどうでしたか。

江川：裁判所は全然見せないというのはおかしいと思ったようで、裁判官が間を取り持つみたいになって、検察庁が少し見せてくれることになりました。これは前進かなと思いきや、全然事件に関係ない、例えばこの警察官はすごくいい人だというような情状証拠みたいな部分ばかり見せられました。それで準抗告を続けたんですけど、裁判所の判断は検察庁が見せたもので十分だという内容でした。頭にきましたね。まるで、裁判のことは法曹三者だけ分かっているという考え方です。それが今までずっと続いています。今の刑事訴訟法でも開示された証拠をほかの人に見せちゃいけないという条文がありますけど、あれも同じ精神ですよ。弁護士は一応仲間だから見せてやるけど、ほかには見せるなよと。部外者が検証するなんておこがましいという発想を感じます。裁判記録をだれが使うかということになると、弁護士会もすごく消極的ですよ。確かにプライバシーに配慮しなければいけないということはわかるんですけど、その意識が強過ぎてせっかくある記録が利用できないという状況になっています。

司会：澤さんが先ほどおっしゃった海外での体験はこの国ですか。

澤：主にアメリカやカナダです。アメリカの場合は徹底していて、ネットでだいたいダウンロードできる。連邦は全部できます。ものすごく古いものは蓄積されてないんですけど。それから州のものもかなり



ジャーナリスト
江川 紹子

の州がネットでダウンロードできます。もちろんできないところも行けば紙で取れます。

永石：住所など個人情報も全部掲載されているのでしょうか。

澤：原則すべてです。全部パブリックインフォだから。そうしないと公表の意味がないとアメリカの人は考える。最初は私もびっくりしました。

裁判を受ける権利と公開停止

青山：アメリカは日本よりもはるかに裁判の公開は進んでいますね。日本は法廷の被告人の姿さえスケッチしか認めない。日米の間ですごく距離があると感じます。ただ、私は裁判は何でも公開すればいいとは思いません。公開することによって訴えることを躊躇わざるを得なくなる人たちがいるからです。例えば離婚訴訟。離婚原因を公開法廷で証言しなければならないとすると訴訟に踏み切れないという人がいます。つまり「裁判の公開」と「裁判を受ける権利」の相克です。人事訴訟法をつくったとき私は法制審議会の会長でしたが、当事者尋問の公開停止が問題になりました。法制審議会20人のうち2人が反対。1人はジャーナリスト、もう1人が日弁連委員でした。ジャーナリストは裁判の公開は絶対大事だと。日弁連は委員会によって考え方が違うようですが、このときの委員はジャーナリストと同じ意見でした。憲法学者まで呼んで議論した結果できたのがいまの人事訴訟法22条1項の規定です。公開停止基準がかなり絞り込まれました。

保存とプライバシーと利用

永石：民事訴訟記録の保存期間が5年というのは短過ぎると思います。自分が扱っている事件と似たような事件の判決を判例検索システム等で調べて、この判決に至る訴訟活動をみたいと思っても、5年を経



元共同通信記者
専修大学教授
澤 康臣

過しているとみることができないのは残念です。将来的には記録のデータ化によりすべての記録が永久保存されるとよいと思います。また、私には訴訟記録を誰が利用するのかという視点が欠けていて、基本的に法曹関係者が使うのかなと漠然と思っていました。でも、世の中で問題になった事件を深く掘り下げるには、ジャーナリストや研究者等に記録を読んでいただく必要もあります。お話をうかがって、誰のための記録の保存なのかという視点は大事だと思いました。弁護士はプライバシーの問題にすぐ神経質になるので、そこをどう調整するかを考える必要がありますね。

江川：白か黒かゼロか百かの問題じゃないと思うんです。どの辺で折り合いをつけるかという話じゃないでしょうか。刑事確定訴訟記録のことですが、オウム事件で死刑が執行された人の被告人質問の一部を見たいと言ったら、判決確定から3年経過したら閲覧させないと規定しているからだめだと。プライバシーも何もその人は死刑執行されていないわけです。あの事件は何だったのかというのはちゃんと語り継いでいかなきゃいけないと思うのに、それをさせない。バランスが悪過ぎますよね。

永石：同感です。

江川：家族のプライバシーも配慮が必要でしょうが、そういう制約を設けて、あとは利用するときには責任を負わせるという原則をはっきりさせておけばそれでいいと思うんです。

司会：それは刑事確定訴訟記録法に規定されています。被告人やその家族とか被害者とかの人たちへの生活の配慮、そこへ支障があるものは閲覧させないと規定していて、見せるときでも、それを使うときにはそういう人たちの支障がないように使ってくださいと二重に制約しているんです。だから、慎重に運用する分にはわりと閲覧が認められていいはずなのです。

江川：そうだとすると、担当検察官の気分で決まってるんですかね。日馬富士の暴行事件は略式罰金事件



WT 委員
青山 善充

だったんですけど、鳥取区検まで確定記録を見に行ったら見せてくれたんですけど、見せない記録もたくさんあって、白鵬とか鶴竜の調書は見せてくれないうです。日馬富士、つまり被疑者の調書は見せてくれたんですけど黒塗りがいっぱい。笑えたのは「私の得意の決まり手は」と書いた後が黒塗りだったんです。そんなの日本相撲協会のホームページに出ているんですよ。この人の得意な決まり手は何かって。そんなものまで隠すんですかと。こういう現実を弁護士さんたちは知らないんじゃないでしょうか。

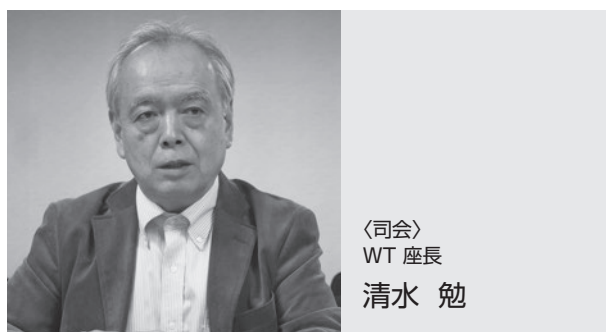
澤：弁護士の一番大事な仕事は依頼者の利益を守ることだと理解をしているんですけど、本当にそれだけでいいのか。当人が嫌かどうかの問題とは異なる尺度がある程度ないとまずいと思います。

司会：私は弁護士になってから基本的に取材姿勢がちゃんとしている記者には詳しく説明するし、必要な記録は見せていました。だから記者はいい記事を書いていました。依頼者も説得してあります。民事でも刑事でも弁護士とメディアの人たちの社会的役割が違います。法廷でのやりとりだけが正義ではない。社会の人たちのために必要な正義は社会で実現してもらう。訴訟記録を保存し利用することはいろいろな立場の人たちが考えるべきです。

弁護士会の取り組み

司会：東京弁護士会の取り組みについて一言ご説明ください。

木村：今年6月に東京地裁から民事裁判記録の保存についての説明を受け、当初は東京三会で取り組む予定でしたが、10月末のメ切に間に合わなくなるおそれがあったので、各会の判断で要望書を出すことにしました。当会では、急遽、ワーキングチームを作り、6件の事件を推薦しました。来年度以降も推薦を続ける予定です。裁判所との合意で特に価値があるのは、東京三会が特別保存に値する記録だとし



〈司会〉
WT 座長
清水 勉

て推薦してきたものについては、原則として特別保存に付するとしていただいたことです。他会でも地裁と協議していただくとよいと思います。

継続的な委員会の必要性とあり方

青山：ちょっと補足させてください。特別保存の基準や要望書式は1992年の事務総長通達でできました。裁判所としては以後これで特別保存しようということになった。特別保存に付する権限は裁判所にあるのですが、裁判所は長年その権限を行使しないで放ってきた。かつて私は裁判所に特別保存委員会みたいなものをつくって数年分ずつ議論して保存してもらうようにしたらどうかと提案したんですが、そういう組織は長い間でできずにいました。それがやっと今年2月になって、東京地裁が特別保存の運用に関する「運用要領」を出して（2020年2月18日）、事態が動き出した。この運用要領で、東京地裁の中に裁判官3名、書記官2名、事務官1名からなる「保存記録選定委員会」がつくられ、弁護士会、学術研究者、一般から特別保存の要望書を出してもらうことになりました。当会のワーキングチームも、これを受けて立ち上がったわけです。東京地裁にこのような継続的な委員会ができたことは大変結構ですが、裁判所関係者だけでよいか、外部委員を加えるべきではないか、また東京地裁以外の裁判所はどうなっているか、という問題はあります。これから特別保存の実績を含めて、しばらく様子を見たいと思っています。

明治初年に ミュラーさんが起こした民事裁判

青山：もう1点は、先ほど清水さんが訴訟当事者がいろいろな主張をするからいい判決がでると言われたんですが、私も全くその通りだと思うんです。



WT 委員
永石 一恵

判決原本の保存運動のときに、これは訴訟記録を読んだら面白いだろうなと思った事件があります。それは明治4年か5年の新潟地裁の判決なんですけど、ミュラーさんというドイツ人かフランス人が当時、開港市だった新潟に来ていました。日本でも牛乳を飲みたいと思って、ある日郊外に行ったら農耕に使っている牛がいて子牛を連れている。それで農夫にこれは牝牛かと聞いたらそうだと。もちろん通訳を通したんでしょう。それでこの牛は乳を出すかと聞いたら、出すと。じゃあ、買うと。それで契約をしてそれを買いました。ところが10日ぐらいたら乳が出なくなっちゃった。そこでこれは契約の目的に反すると訴えたんです。高い値段で買った牛を引き取れ、代金を返せと。民法が施行されるのは明治31年ですから、このころの日本にはまだ民法がない。裁判官は困ったと思うんですね。どうしたかという、フランスの民法の瑕疵担保責任を参照したらしい。尋問調書の一部が判決の中に引用されていて、原告は乳が出るか聞いた。被告は乳は出る、だが子牛が乳を飲まなくなっても乳が出るかどうかは知らないと答えた、と。判決は請求棄却です。

当時は日本人が外国人を訴えると治外法権で領事裁判ですけど、これは外国人が日本人を訴えたので日本の裁判所が裁判をした珍しいケースです。この裁判には後日談があって、ミュラーさんは新潟で「三浦亭」という肉料理の店を始めてたいそう繁盛した。その店は昭和30年ぐらいまで残っていて、初代がこういう訴訟をしたと言っていた、ということです。

『図説 判決原本の遺産』はそういう話を集めた本ですが、この話は入っていません。ただそのときに思ったのは、判決だけでなく証人尋問の記録が残っていればどんなに面白いだろう、小説一本くらい書けるな、ということでした。今後も、歴史的な意義がある記録、資料的価値がある記録、憲法的判断をしたものの記録など、2項特別保存で列挙してあ



WT 委員
2020年度担当副会長
木村 英明

るようなものはぜひ協力をしながら後世に残していきたいと考えています。

澤：今のお話、非常に感銘を受けました。今のミュラー対某事件は、小説というよりは歴史書かドキュメント、ノンフィクションになるべきです。ジャーナリズムは歴史を残すという仕事があります。裁判記録が毎年大量に捨て去られている日本の裁判所の実情の問題性を記者として今日、改めて痛感しました。弁護士会が訴訟記録の保存と利用に関心を持ってくれるようになって非常にうれしいです。

異業種間の議論

江川：ミュラーさんの話はすごく面白かったです。ただ、面白さは時代によって違うと思います。その時代の法律家が読んでもあんまり面白くなかったかもしれない。だけど今の私たちが見ると、当時の状況、例えば外国人と日本人の関係とか、あるいは食文化とかいろいろなものを考えさせる歴史的資料になるわけですね。今はごみだと思っていたのが何年もたったら宝になるかもしれないし、1つだけならごみに見えてもたくさん集まると意味を持つかもしれない。いろいろな角度から今の価値観だけじゃない想像力を持って判断しないといけないと思います。そのためには法律家だけでなく、ジャーナリストや歴史家、作家とか違う業種の人たちが交わって意見を出し合って判断する場があるといいんじゃないかと思います。そこまでの話をしたくなるぐらい、数年前に比べると進化していると思います。今日お話を伺っていてすごく力強く感じました。どうやって広げていくかという議論を異業種の人と弁護士さんが展開するというフェーズに来ているんじゃないかと感じます。

司会：まさに異業種で格闘していく感じですね。

澤：そうですね。

司会：今日はお忙しいところとコロナのことで大変なときにありがとうございました。